

福岡県公報

令和四年二月十五日
第二百七十四号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和四年二月十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホーム同行園	糟屋郡宇美町障子岳南二一四一二五
篠栗町立養護老人ホーム篠栗敬光園	篠栗町大字篠栗四二三二一

を

特別養護老人ホーム同行園	糟屋郡宇美町障子岳南二一四一二五
住宅型有料老人ホーム神苑	〃 明神坂一〇二二三
篠栗町立養護老人ホーム篠栗敬光園	〃 篠栗町大字篠栗四二三二一

に改める。